

■ 老人医療の制度について ■

● 老人医療に該当する方は

75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方で、健康保険に加入されている方。ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた方は引き続き該当します。

● 資格の開始は

75歳の誕生日の翌月から適用され、医療受給者証と健康手帳が交付されます。ただし、誕生日が初日（1日生まれ）の方はその月から適用となります。

● 老人保健で医療を受けるときは

医療機関の窓口で「医療受給者証」「健康手帳」「被保険者証」の3つを提示し、受診してください。

● 医療費の負担割合は

受診したときに窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割または3割（現役並所得者）となります。

※ただし、毎年8月1日から前年の所得によって負担割合の判定を行い、負担割合が変更になる方には、新しい受給者証を7月末に送付します。また、世帯構成に異動があった場合も随時、見直しを行います。

● 住民税非課税世帯の方が入院するときは

自己負担限度額及び入院時の食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。該当される方は事前に申請してください。

● 医療費が高額になったときは

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額医療費として支給されます。（ただし、差額ベット代や食事代は、保険診療外で対象となりません。）該当者には「高額医療費の支給について」の通知が送付されますので、早めに申請してください。1回申請すれば、それ以降は指定した口座に振り込まれます。

● 特定疾病認定について

次の疾病で治療を受けている方は、毎月の医療費が軽減される「特定疾病療養受療証」が交付されますので、申請してください。

1. 血友病
2. 人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
3. 後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）

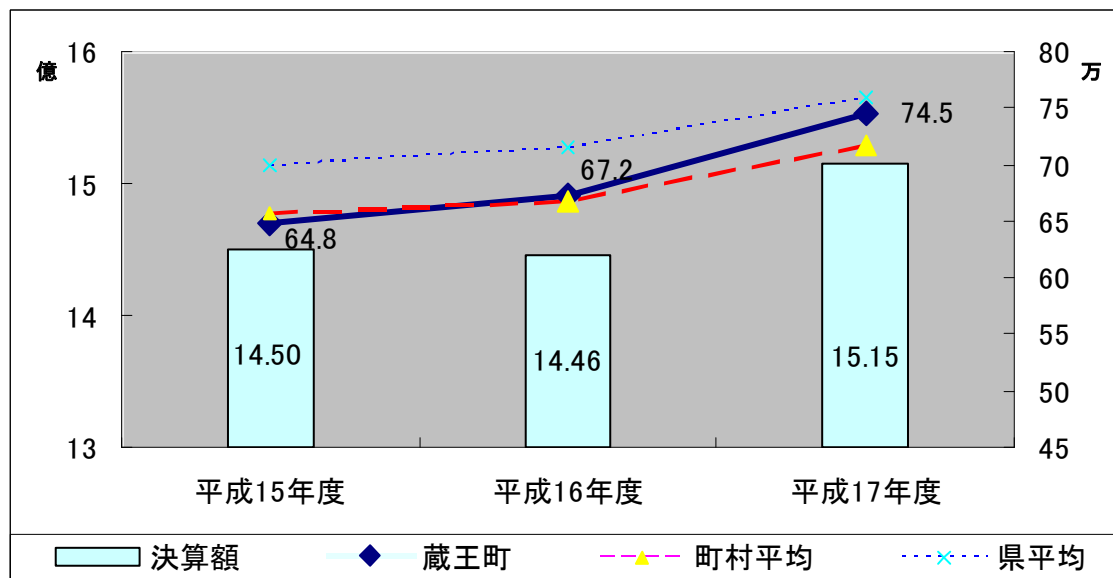
● 保険証が変更になったとき

扶養者の転職や退職などで加入している医療保険が変更になった場合は、新しい被保険者証を持参のうえ必ず変更手続きをしてください。

考えてみよう 老人医療費のこと

私たちの町の老人医療費の推移

○老人医療費の決算額と1人当たりの医療費をみると



老人保健特別 会計決算額	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	1,450,093,054 円	1,445,756,248 円	1,515,169,643 円

1人あたりの医療費

蔵王町	647,608 円	672,211 円	744,944 円
町村平均	657,408 円	668,266 円	717,174 円
県平均	699,422 円	715,775 円	758,542 円

グラフは過去3年間の医療費を示しています。町の医療費の決算額は、平成17年度に15億円を超えました。さらに、1人当たり医療費は744,944円となり県内でも大幅に伸びる結果となりました。私たちの町の老人医療費の現状を正しく知って、医療費をより有効に使えるよう皆さんも考えてみましょう。

老人医療費はいろいろな人たちの協力でまかなわれています

老人医療費は、お医者さんで皆さんが支払っている部分(一部負担金)と保健組合からなどの拠出金、国、県、町からの負担金など、いろいろな人たちからの協力によって成り立っています。老人医療費がこのまま増え続けると皆さんの負担も大きくなってしまいます。高齢者が、今後も安心して医療を受けることができるよう、医療費を大切に使いましょう。

問い合わせ先

町民税務課 老人保健係

TEL:0224-33-3001 FAX:0224-33-3168

Mail:chouminzeimu@town..zao.miyagi.jp